

要望書

全国市議会議長会は、平成 19 年度建設運輸対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成 18 年 7 月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 国 松 誠
(藤沢市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 平 舘 幸 雄
(釜石市議会議長)

第 126 回建設運輸委員会 要望書（18 年 7 月）

目 次

- 1 . 自然災害対策の推進について
- 2 . 各種交通ネットワーク整備の推進について
- 3 . 都市基盤整備の推進について
- 4 . 観光立国の推進について

1. 自然災害対策の推進について

日本は、地理的・気象的条件により、地震や津波、火山噴火、豪雨などの自然災害が多発する国である。

昨年においては、千葉県北西部や宮城県沖を震源とする地震等の発生、更に「台風 14 号に伴う集中豪雨」や「平成 18 年豪雪」の発生により、人々の尊い命が奪われるとともに、人家やライフライン等に甚大な被害を及ぼしている。

国においては、地震防災上、緊急に整備すべき施策等の整備促進を図るとともに、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づき、自然災害対策の推進が図られているところである。

これら自然災害対策の施策を推進し、国民が安心して生活のできる地域の実現を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地震・津波災害対策について

「大規模地震対策特別措置法」及び「東南海・南海地震対策特別措置法」等に基づく地震防災対策事業及び高潮・津波対策事業の実施に必要な財政措置を講じること。

2. 砂防・治水対策について

- (1) 「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく各種施策を積極的に推進すること。
- (2) 水害・土砂災害対策の施策を充実するとともに、治水事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 急傾斜地崩壊対策等事業については、がけ崩れ危険箇所の増加抑制等に向けた施策を充実するとともに、急傾斜地崩壊対策等事業の推進に必要な予算を確保すること。

3. 雪害対策について

豪雪による除排雪経費等の急増に対して、財政措置の拡充強化を図ること。また、豪雪地帯における安全安心な地域づくりに資するため、克雪住宅、福祉施策と連携した冬期居住施設等の整備促進を図ること。

4. 被災者生活再建支援法等について

- (1) 居住安定支援制度に基づく支援金については、住宅本体の建築費及び補修費を支給対象とすること。
- (2) 生活関連経費について、半壊や一部損壊した住宅も支給対象とすること。
- (3) 支給対象となる所得・年齢要件は撤廃し、支給額を引き上げること。

- (4) 災害救助法に基づく「住宅応急修理制度」については、早期に同法から分離し、独自の制度として確立すること。
- (5) 被災後の住宅の再建を支援する住宅再建共済制度を創設すること。
- (6) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金については、要件の緩和を図ること。
- (7) 災害復旧は国の責務であることから、国の負担割合を現行の2分の1から引き上げること。

2. 各種交通ネットワーク整備の推進について

道路や鉄道、空港、港湾施設など各種交通ネットワークは、地域間格差の更正をはじめ、住民生活の利便性を向上させるとともに、物流の効率化などに資する重要な社会資本として我が国の経済・社会活動を支えている。

今後も、ニーズの多様化や地域の産業・経済の発展ため、各種交通ネットワークの整備促進を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 道路整備の促進について

(1) 高速自動車国道の建設については、国の責任において、整備計画区間の早期完成を図るとともに、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路を併せた高規格幹線道路網の早期完成を図ること。

(2) 高速道路と一体になって道路交通体系をなす地域高規格道路の整備を推進すること。

(3) 道路整備を推進するため、受益者負担の原則に則り、道路特定財源を確保するとともに、全額を道路整備費に充当すること。

さらに、自動車重量税の譲与割合を引き上げること。

(4) 未だ整備率が低い水準にある地方の一般国道の整備を促進するとともに、交通混雑の解消等を図るため、バイパス・環状道路の整備及び道路の拡幅整備を促進すること。

2. 鉄道交通網整備の推進について

(1) 整備新幹線の基本計画線については、早期に整備計画線とし、全国新幹線鉄道網の早期実現を図ること。

(2) 整備計画線の未着工区間については、整備スケジュールを明確化し、全線フル規格での早期着工を図ること。

なお、整備新幹線の建設に当たっては、公共事業費の重点配分による建設財源を確保するとともに、地元負担に対する財政措置の充実強化を図ること。

(3) 新幹線と在来線間の直通運転を可能とするフリーゲージトレイン(軌間可変電車)の技術開発を推進すること。

(4) 経営分離後の並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の無償譲渡などの支援策について十分な財政措置を講じること。

(5) 脱線事故を未然に防止する自動列車停止装置(ATS)等の設置を推進し、より一層の安全対策を図ること。

3. 地方バス路線維持対策について

生活交通確保対策のため、地方バス路線対策事業に対する財政措置の充実を図ること。

4. 空港整備の推進について

(1) 一般空港においては、滑走路の新設・延長及び耐震化等の航空保安施設の充実を図るとともに、周辺地域の環境基盤整備を推進すること。

(2) 離島航空路の維持確保を図るための「離島空路整備法」(仮称)を制定すること。

さらに、離島航空路線の拡充強化、航空保安業務提携時間の延長及び離島空港の整備促進を図ること。

また、離島航空路線に就航する航空機の購入費について財政措置の拡充を図ること。

(3) 空港へ連絡するアクセス鉄道の整備など空港アクセス等航空サービス高度化推進事業を推進すること。

5. 港湾整備等の推進について

(1) 国際競争力の強化のため、国際海上コンテナ輸送等の効率化、準国内物流システムの構築及び港湾サービスの高度化・活性化などの物流改革を推進すること。

(2) 港湾を核とした静脈物流システムの構築や廃棄物海面処分場の確保など港湾の良好な自然環境の形成を図ること。

3. 都市基盤整備の推進について

地域住民に安全で快適な生活環境を提供する都市基盤機能は、諸外国と比べ、未だ立ち遅れた状況にあり、今後も着実な整備の推進が必要である。

また、地域の中核を担う中心市街地は、空洞化や衰退が深刻化しており、大半の都市では、人口・商業・事業所の中心市街地に対するシェアの低下傾向に歯止めがかからず、中心市街地の再生は喫緊の課題となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 中心市街地活性化の推進について

中心市街地活性化事業の各種施策を積極的に推進するとともに、中心市街地活性化事業についての財政措置の充実を図ること。

2. 下水道整備の推進について

良好な住環境の整備に資する下水道の普及促進を図るため、普及が遅れている中小市町村の下水道整備を推進するとともに、構造面での耐震化を図ること。

3. 都市公園等事業の推進について

豊かな居住環境の形成を図るため、都市公園の整備、都市緑化、緑地保全施策等を推進すること。また、災害時に避難地・防災拠点等となる都市公園等の整備を推進すること。

4. 耐震強度偽装問題に係る支援策について

(1) 耐震強度偽装問題に係わる被害住民に対する経済的支援やマンションの解体、建て替えに要する経費など国は自らの責任を十分認識し、その責任に応じた実効性ある支援策を講じること。

(2) 一般個人住宅の耐震補強工事の促進を図るため、国として経済的な支援制度を早期に創設すること。

4. 観光立国の推進について

観光立国への推進は、我が国の経済の景気回復に資するとともに、雇用の拡大、地域経済の活性化を図るうえからも、重要な課題となっている。

こうした中、我が国は、観光先進国といわれる諸外国と比べ、各種交通網や案内標識等による観光案内機能など、観光振興に必要な社会資本の整備が立ち遅れている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 平成 15 年 7 月に決定された「観光立国行動計画」に基づき、各種施策を積極的に推進すること。
2. 名所・旧跡に限ることなく、各地域が持つ魅力を向上させ観光に活用する「一地域一観光」を推進すること。
3. 地元自治体など観光関係者が行う、観光を軸とした良好な地域づくりに対し、ソフト・ハード両面による総合的な支援を行うこと。
4. 旅行者を招き入れるために必要不可欠な旅客輸送の充実を図るため、各種交通網の整備を積極的に推進すること。
5. 外国人旅行者の誘致促進を図るため、入国審査手続の円滑化を図ること。